

**愛知県職員措置請求書**

2018年3月 日

愛知県監査委員 御中

請求人は、地方自治法第242条第1項の規定により、事実証明に関する文書を添え、下記の弁護士に委任して、必要な措置を請求する。

**請求の趣旨**

- 1 設楽ダムは、国土交通大臣が特定多目的ダム法（特ダム法）に基づいて建設するこれによる流水の貯留を利用して流水を水道の用に供することを目的とする多目的ダムである（同法2条）。  
 設楽ダムは、総貯水容量9800万m<sup>3</sup>、有効容量9200万m<sup>3</sup>、うち洪水調節容量1900万m<sup>3</sup>、利水容量7300万m<sup>3</sup>、うち流水の正常な機能の維持容量6000万m<sup>3</sup>、新規利水容量1300万m<sup>3</sup>、そのうち水道用水600万m<sup>3</sup>（開発水量0.18m<sup>3</sup>/s）、農業用水700万m<sup>3</sup>（開発水量0.34m<sup>3</sup>/s）、および確砂容量600万m<sup>3</sup>とされている。  
 設楽ダムの特ダム法4条に基づく基本計画（2016年9月変更）によれば、概算事業費は2400億円とされ、各目的別の費用負担額（単位億円）は下表のとおりである。

目的	目的別割合	同額	県負担割合	同負担額
河川管理 洪水調節 流水正常機能維持	0.777	1,865	0.30	559.5
水道用水	0.110	264	1.00	264.0
農業用水	0.113	271	0.27	73.2

愛知県はダム使用権設定申請してダム使用権設定予定者となって（特ダム法5条）、水道用水の264億円を負担する（特ダム法7条1項）。これは、毎年度に当該年度分の支払いがなされる（特ダム法施行令9条1項）。

- 2 2006年策定の豊川水系水資源開発基本計画（フルプラン）に係る愛知県の需給想定調査では、豊川水系の上水道の需要量（最大量）は、基準年の2003年では取水量3.41m<sup>3</sup>/s（日給水量28.8万m<sup>3</sup>）であったものが、目標年の2015年には取水量4.42m<sup>3</sup>/s（日給水量33.9万m<sup>3</sup>）になると想定していた。これに対して、供給は、既存施設の供給能力は、開発水量は5.26m<sup>3</sup>/s（日給水量は利用率を実績に基づけば51.6万m<sup>3</sup>、仮定によって過小に設定した愛知県需給想定調査に基づけば48.9万m<sup>3</sup>）であるが、近年2/20供給可能量では3.56m<sup>3</sup>/s（日給水量は利用率を実績に基づけば29.9万m<sup>3</sup>、愛知県需給想定調査に基づけば28.6万m<sup>3</sup>）であるので、設楽ダム（開発水量0.18m<sup>3</sup>/s）からの供給が必要とされていた。  
 しかし、豊川水系の上水道需要は基準年の平成15年から減少を続けていた。  
 この度、目標年の2015年が経過し、2017年3月に2015年度の『愛知県の水道 水道年報』が公表された。豊川水系の上水道の給水量（日最大）は27.0万m<sup>3</sup>であった。  
 目標年の実績によって、愛知県需給想定調査の想定した需要値にならず、かつ、設楽ダムのない既存施設で実績利用率ではもちろん過小に設定した愛知県需給想定調査利用率でも、需要に対して供給可能なことが確定した。さらに、工業用水が余剰であるので、上水道の近年2/20供給可能量はこの余剰分の利用によって34.9万m<sup>3</sup>になる。設楽ダムの水道用水は必要性が失われた。
- 3 ダム使用権設定申請はダム使用権という権利取得の申請であるので取下げができ、ダム使用権設定予定者がダム使用権設定申請を取り下げたときは、当該事業から撤退することとなり（特ダム法施行令1条の2第2項参照）、以後の費用負担金の納付義務がなくなるうえ、納付した費用負担金も返還される（特ダム法12条）。
- 4 上記2のように設楽ダムの水道用水が必要でなくなった以上、そのダム使用権設定申請を取り下げて、以後の費用負担金の納付義務をなくし、納付した費用負担金の返還を求めなければならない。  
 よって、設楽ダムの愛知県の水道水の費用負担金につき、①ダム使用権設定申請の取下ないしそれをしないことの違法確認、②支出をしない、③支出されたときは支出職員に対する損害賠償請求、④その他必要な措置、以上の措置を求めるものである。

**事実証明に関する文書**

- 『豊川水系における水資源開発基本計画需給想定調査調査票（都市用水）』 愛知県
- 『愛知県の水道 水道年報』平成27年度 愛知県
- 『東三河地域 上水道』図表 在間正史

**委任**

【代理人】

名古屋市中区丸の内3丁目7番17号	弁護士	在	間	正	史
名古屋市中区丸の内3丁目7番27号	弁護士	原	田	彰	好
名古屋市中村区則武1丁目10番6号	弁護士	樽	井	直	樹
名古屋市北区平安2丁目1番10号	弁護士	白	川	秀	之
名古屋市緑区乗鞍2丁目601番地13	弁護士	濱	嶋	将	周
愛知県豊橋市前田南町1丁目1番5号	弁護士	伊	東	正	裕
愛知県豊橋市駅前大通1丁目27番地1	弁護士	都	築	さ	やか
愛知県豊橋市駅前大通1丁目27番地1	弁護士	籠	橋	隆	明

【委任事項】

設楽ダムに係る愛知県の費用負担金についての地方自治法第242条第1項に基づくダム使用権設定申請の取下ないしそれをしないことの違法確認、支出差止、損害賠償請求その他必要な職員措置の請求について、次の事項

- 1、措置請求、証拠の提出、意見陳述その他一切の措置請求に関連する行為

**請求人**

住 所	氏 名	職 業	印